

恵庭市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 8 月 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 2 4 号

恵庭市会計規則の一部を改正する規則

恵庭市会計規則（平成 9 年規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 27 条（略） （小切手の支払の拒絶） 第 28 条 出納機関は、小切手の <u>支払い</u> を拒絶されたときは、直ちに不渡りとなった小切手の金額に相当する収納額を取り消ししなければならない。 2 出納機関は、前項の規定に該当する場合は、当該納入義務者に対し、小切手不渡通知書(様式第 5 号)により、小切手の <u>支払い</u> がなかった旨の通知をしなければならない。 第 29 条（略） （指定納付受託者の指定） 第 30 条（略） 2 収入決定権者は、前項の規定により指定納付受託者を指定したときは、次に掲げる事項を告示し、市広報等により公表しなければならない。 （1）・（2）（略） （3） 指定納付受託者が納入事務を行う歳入等	第 1 条～第 27 条（略） （小切手の支払の拒絶） 第 28 条 出納機関は、小切手の <u>支払</u> を拒絶されたときは、直ちに不渡りとなった小切手の金額に相当する収納額を取り消ししなければならない。 2 出納機関は、前項の規定に該当する場合は、当該納入義務者に対し、小切手不渡通知書(様式第 5 号)により、小切手の <u>支払</u> がなかった旨の通知をしなければならない。 第 29 条（略） （指定納付受託者の指定） 第 30 条（略） 2 収入決定権者は、前項の規定により指定納付受託者を指定したときは、次に掲げる事項を告示し、市広報等により公表しなければならない。 （1）・（2）（略） （3） 指定納付受託者が納入事務を行う歳入等 （法第 231 条の 2 の 2 に規定する歳入等

現行	改正案
_____の種類 (4)・(5) (略) 3 (略) 第 31 条～第 35 条 (略) (徴収又は収納の委託) 第 36 条 収入決定権者は、<u>施行令第 158 条第 1 項及び第 158 条の 2 第 1 項の規定により、私人に歳入の徴収または収納の事務を委託しようとするときは、市長の承認を受けて私人と委託契約を締結しなければならない</u> _____。 2 前項の場合において、委託契約の内容についてあらかじめ会計管理者に協議するものとする。 3 収入決定権者は、第 1 項の規定により私人と委託契約を締結したとき(当該私人を、以下「<u>収納事務受託者</u>」という。)は、直ちにその旨を告示し、市広報等により公表しなければならない。 (収納事務の委託の基準) 第 36 条の 2 <u>施行令第 158 条の 2 第 1 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</u>	う。以下同じ。)の種類 (4)・(5) (略) 3 (略) 第 31 条～第 35 条 (略) (徴収又は収納の委託) 第 36 条 収入決定権者は、<u>法第 243 条の 2 第 1 項_____の規定により、公金の徴収又は収納の事務を委託するために指定公金事務取扱者(同条第 2 項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。</u> 2 <u>収入決定権者は、歳入等の収納に関する事務を委託するために指定公金事務取扱者を指定するときは、当該指定公金事務取扱者に委託する歳入等を都度定めるものとする。</u> 3 収入決定権者は、第 1 項の規定により<u>指定公金事務取扱者を指定したときは、次に掲げる事項</u> _____ を告示し、市広報等により公表しなければならない。 (1) <u>指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地</u> (2) <u>指定をした日及び委託をした日</u> (3) <u>指定公金事務取扱者に徴収に関する事務を委託した歳入又は収納に関する事務を委託した歳入等</u> (4) <u>その他市長が必要と認める事項</u> 4 <u>収入決定権者は、告示した内容に変更及び取消しが生じた場合は、変更及び取消しがあった事項について告示するとともに、会計管理者に報告するものとする。</u> 第 36 条の 2 削除

現行	改正案
(1) <u>公金又は公共料金の収納の事務の受託に関し十分な実績を有していること。</u> (2) <u>収納の事務を適切かつ確実に遂行することができる事業規模を有し、かつ、安定的な経営基盤を有していること。</u> (3) <u>収納に係る記録を電子計算機により確実に管理し、その記録を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提供することができること。</u> (4) <u>収納金を確実に、かつ、遅滞なく指定金融機関等に払い込むことができること。</u> (5) <u>個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることができること。</u> (6) <u>その他収納の事務を適切かつ確実に遂行するために市長が必要と認めること。</u> <u>(収納事務受託者の事務)</u> 第 37 条 <u>収納事務受託者は、委託契約に基づいて公金を収納したときは、領収書に自己の印を押印して、納入者に交付しなければならない。</u> 2 <u>収納事務受託者は、収入決定権者が交付する帳票にその取り扱う公金の出納のすべてを記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。</u> 3 <u>その他収納事務受託者の事務については、第 24 条及び第 25 条の規定を準用する。この場合において、「出納機関」又は「出納員等」とあるのは、「収納事務受託者」と読み替えるものとする。</u> 第 38 条～第 45 条 (略) <u>(支出命令書等に添付する書類)</u> 第 46 条 <u>支出決定権者は、第 44 条の規定によ</u>	<u>(指定公金事務取扱者の収納事務)</u> 第 37 条 <u>指定公金事務取扱者は、歳入を徴収し、又は歳入等を収納したときは、納入者に対し、領収書を交付しなければならない。</u> 2 <u>その他指定公金事務取扱者の事務については、第 24 条及び第 25 条の規定を準用する。この場合において、「出納機関」又は「出納員等」とあるのは、「指定公金事務取扱者」と読み替えるものとする。</u> 3 <u>前各項に規定するもののほか、指定公金事務取扱者への事務の委託については、別に市長が定める。</u> 第 38 条～第 45 条 (略) <u>(支出命令書等に添付する書類)</u> 第 46 条 <u>支出決定権者は、第 41 条の規定によ</u>

現行	改正案
り支出命令書(支出負担行為決議書兼支出命令書を含む。以下「支出命令書等」という。)を送付するときは、当該支出命令書等に請求書及び別表第 3 に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が他の支出命令にも関係のあるときは、これをいずれか 1 つの支出命令書等に添付し、他の支出命令書等にはその旨を表示するものとする。 2 (略) 第 47 条～第 59 条 (略) (概算払) 第 60 条 (略) (1)～(3) (略) (4) 概算で<u>支払い</u>をしなければ契約しがたい請負、委託、購入又は借入に要する経費 第 61 条～第 64 条 (略) (支出事務の委託) 第 65 条 <u>施行令第 165 条の 3</u> の規定により、<u>私人に支出の事務を委託</u> <u>しようとするときは、第 36 条第 1 項及び第 2 項</u> の規定を準用する。 (支出事務受託者の処理方法) 第 66 条 前条の規定により支出事務の<u>委託を受けた私人</u>(以下「支出事務受託者」という。)は、<u>交付を受けた資金及びその支払い</u>については、<u>前渡資金の支払い</u>の例に準じて処理しなければならない。 (支出事務受託者の報告) 第 67 条 <u>支出事務受託者は、委託金の支払事務を終了したとき又は委託の期限が満了したときは、15 日以内に、委託金支払報告書に支払い</u> <u>を証する書類を添えて会計管理者に提出しな</u>	り支出命令書(支出負担行為決議書兼支出命令書を含む。以下「支出命令書等」という。)を送付するときは、当該支出命令書等に請求書及び別表第 3 に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が他の支出命令にも関係のあるときは、これをいずれか 1 つの支出命令書等に添付し、他の支出命令書等にはその旨を表示するものとする。 2 (略) 第 47 条～第 59 条 (略) (概算払) 第 60 条 (略) (1)～(3) (略) (4) 概算で<u>支払</u>をしなければ契約しがたい請負、委託、購入又は借入に要する経費 第 61 条～第 64 条 (略) (支出事務の委託) 第 65 条 <u>法第 243 条の 2 第 1 項</u>の規定により、<u>支出の事務を委託するために指定公金事務取扱者を指定</u>しようとするときは、<u>第 36 条第 1 項から第 4 項までの規定</u>を準用する。 (指定公金事務取扱者の支出事務) 第 66 条 前条の規定により支出事務を<u>委託された指定公金事務取扱者は、</u> <u>交付を受けた資金及びその支払</u>については、<u>前渡資金の支払</u>の例に準じて処理しなければならない。 (指定公金事務取扱者の報告) 第 67 条 <u>指定公金事務取扱者は、支出事務を行ったとき</u> <u>又は委託の期限が満了したときは、15 日以内に、支払報告書に支払</u> <u>を証する書類を添えて会計管理者に提出しな</u>

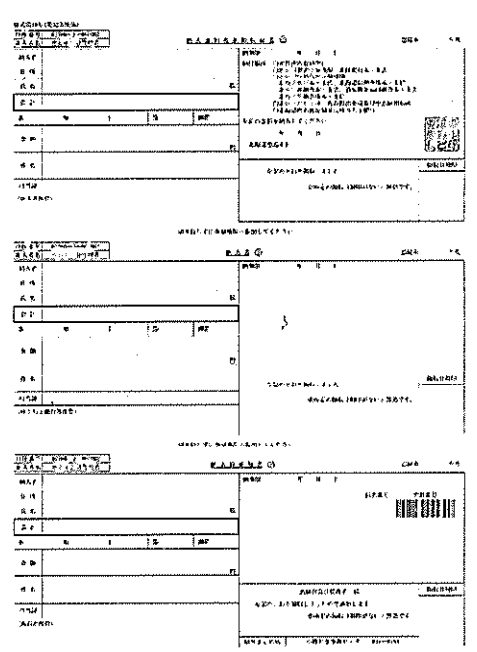
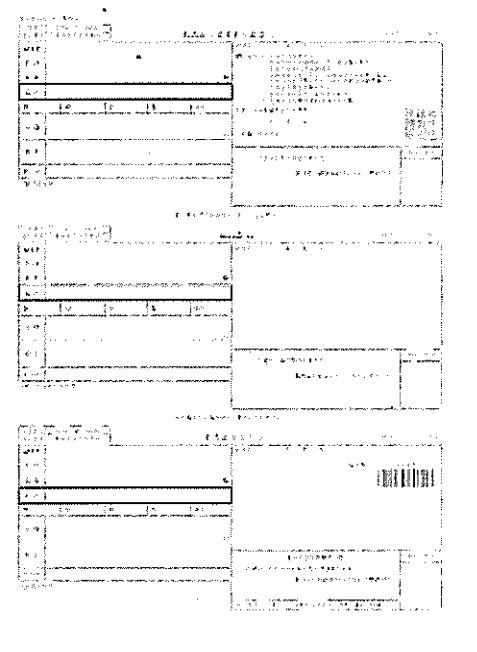
現行	改正案
ければならない。 2 <u>支出事務受託者</u> は、債権者不在、受領拒否その他の理由に基づいて<u>支払</u>をしなかったものがあるときは、その旨を記載した書面を添え、受託した資金の残額を会計管理者に返還しなければならない。	ければならない。 2 <u>指定公金事務取扱者は、債権者不在、受領拒否その他の理由に基づいて<u>支払</u></u>をしなかったものがあるときは、その旨を記載した書面を添え、受託した資金の残額を会計管理者に返還しなければならない。
第 68 条～第 70 条 (略)	第 68 条～第 70 条 (略)
(小切手払) 第 71 条 会計管理者は、<u>支出命令書の審査を終わったときは、債権者に対し、指定金融機関を支払人とする小切手を交付しなければならない。</u>	(支払の指示) 第71条 会計管理者は、<u>支払をしようとするときは、指定金融機関に支払指示書(様式第19号の1)により支払の方法別に指示するとともに、当該支払指示書に係る支払に要する資金を交付するものとする。</u> 2 <u>指定金融機関は、前項の指示書の交付を受けたときは、支払指示書受領書(様式第19号の2)に受領印を押印の上、会計管理者に送付しなければならない。</u>
(現金払) 第 72 条 会計管理者は、前条の場合において、<u>債権者から現金支払いの申出があるときは、同条の規定にかかわらず、次の方法により現金で支払いをするものとする。</u> (1) <u>小口の支払いに限り、指定金融機関に小切手を振り出して現金の支払いを受け、これを債権者に交付する。</u> (2) <u>債権者に支払証(様式第 19 号)を交付して、指定金融機関をして現金の支払をさせる。</u> 2 <u>支払証の効力は、当日限りとする。ただし、失効した支払証については、再交付をすることができる。</u> 3 <u>第 1 項第 2 号の場合においては、会計管理者は、当日の支払証による支払総額を券面金額とした小切手を振り出し、指定金融機関に交付しなければならない。</u>	(窓口払) 第 72 条 会計管理者は、法第 232 条の 5 第 2 項に規定する支払によるものを除き、窓口で債権者に支払をしようとするときは、<u>指定金融機関を支払人とする小切手を交付して支払うものとする。ただし、債権者から現金支払いの申出があるときは、小口の支払に限り、指定金融機関から前条第 1 項の方法により当該現金の支払を受け、これを直接債権者に支払うことができる。</u> 2 <u>会計管理者は、前項の規定により窓口払をしたときは、当該債権者から、支出命令書の領収印欄への押印又は領収書を徴さなければならない。</u>

現行	改正案
(口座振替払) 第 73 条 (略) 2 会計管理者は、前項に規定する金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があったときは、口座振替の方法により<u>支払い</u>するものとする。 3～7 (略) 第 74 条・第 75 条 (略) (官公署等に対する支払) 第 76 条 会計管理者は、官公署等に対する支払金で、当該官公署等の収納機関に払い込む必要がある場合においては、<u>指定金融機関に小切手を振り出し、当該指定金融機関をしてこれを支払わせることができる。この場合においては、小切手に官公署等の発行する納入に関する書類を添付するものとする。</u> 第 77 条～第 81 条 (略) (小切手振出済通知書) 第 82 条 会計管理者は、<u>毎日その日の小切手帳振出済額について</u> 小切手振出済通知書送付票(様式第 26 号)を作成し、指定金融機関に送付しなければならない。 第 83 条～第 104 条 (略) (指定金融機関等の収納及び支払) 第 105 条 (略) 2 指定金融機関は、出納機関の振り出した小切手 _____ 又は通知に基づき、債権者のために現金を支払わなければならない。 (現金の取扱区分) 第 106 条 指定金融機関は、次の区分により現	(口座振替払) 第 73 条 (略) 2 会計管理者は、前項に規定する金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があったときは、口座振替の方法により<u>支払</u> するものとする。 3～7 (略) 第 74 条・第 75 条 (略) (官公署等に対する支払) 第 76 条 会計管理者は、官公署等に対する支払金で、当該官公署等の収納機関に払い込む必要がある場合においては、<u>口座振替払通知書に官公署等の発行する納入に関する書類を添付し、指定金融機関に交付しなければならない</u> _____。 第 77 条～第 81 条 (略) (小切手振出済通知書) 第 82 条 会計管理者は、<u>小切手を振り出したときは、1 日分をまとめた</u>小切手振出済通知書送付票(様式第 26 号)を作成し、指定金融機関に送付しなければならない。 第 83 条～第 104 条 (略) (指定金融機関等の収納及び支払) 第 105 条 (略) 2 指定金融機関は、出納機関の振り出した小切手、<u>指示書</u>又は通知に基づき、債権者のために現金を支払わなければならない。 (現金の取扱区分) 第 106 条 指定金融機関は、次の区分により現

現行	改正案
金又は振替による収納又は<u>支払い</u>を取り扱わなければならない。 (1)～(7) (略) 2 (略) 第 107 条・第 108 条 (略) (預金及び収納又は支払の証明) 第 109 条 指定金融機関等は、会計管理者から預金又は収納若しくは<u>支払い</u>に関し証明を求められたときは、その証明をしなければならない。 第 110 条～第 111 条 (略) (証券の支払人に対する請求) 第 112 条 指定金融機関等は、証券による収納をする場合は、その証券の裏面又は所定欄にその者の住所及び氏名を記載させ、並びに押印させたものを受領するとともに、これを速やかに支払人に提示して<u>支払い</u>を請求しなければならない。 第 113 条・第 114 条 (略) (支払拒絶の小切手に対する処置) 第 115 条 指定金融機関等は、収納した小切手について<u>支払い</u>を拒絶されたときは、直ちに不渡りとなった小切手の金額に相当する収納済額を取り消し、その旨を会計管理者に通知しなければならない。この場合において、当該<u>支払い</u>の拒絶を受けた指定金融機関等が収納代理金融機関であるときは、指定金融機関を経由してその旨を通知するものとする。 第 116 条 (略) (支払未済金の歳入組入れ等)	金又は振替による収納又は<u>支払</u>を取り扱わなければならない。 (1)～(7) (略) 2 (略) 第 107 条・第 108 条 (略) (預金及び収納又は支払の証明) 第 109 条 指定金融機関等は、会計管理者から預金又は収納若しくは<u>支払</u>に関し証明を求められたときは、その証明をしなければならない。 第 110 条～第 111 条 (略) (証券の支払人に対する請求) 第 112 条 指定金融機関等は、証券による収納をする場合は、その証券の裏面又は所定欄にその者の住所及び氏名を記載させ、並びに押印させたものを受領するとともに、これを速やかに支払人に提示して<u>支払</u>を請求しなければならない。 第 113 条・第 114 条 (略) (支払拒絶の小切手に対する処置) 第 115 条 指定金融機関等は、収納した小切手について<u>支払</u>を拒絶されたときは、直ちに不渡りとなった小切手の金額に相当する収納済額を取り消し、その旨を会計管理者に通知しなければならない。この場合において、当該<u>支払</u>の拒絶を受けた指定金融機関等が収納代理金融機関であるときは、指定金融機関を経由してその旨を通知するものとする。 第 116 条 (略) (支払未済金の歳入組入れ等)

現行	改正案
第 117 条 (略) 2 指定金融機関は、会計管理者から隔地の債権者に<u>支払い</u>のため交付を受けた資金のうち、その資金の交付を受けた日から 1 年を経過してもなお支払を終わらない金額に相当するものは、その送金を取り消し、毎月その月末において、納入通知書(一般)によりこれを当該取消しをした日の属する年度の歳入に納入しなければならない。 3 指定金融機関は、前項の規定による場合のほか、隔地の債権者への<u>支払い</u>のための送金の手続をした場合において、出納閉鎖期日を経過し当該債権者の住所不明等の理由によって支払不能となったものがあるときは、前項の例により当該資金を歳入に納入しなければならない。 4 (略) (支払の準備) 第 118 条 指定金融機関は、会計管理者から小切手振出済通知書_____又は隔地払送金通知書の交付を受けたときは、その金額の支払準備につき必要な手続をしなければならない。 第 119 条 (略) (官公署等に対する支払) 第 120 条 指定金融機関は、第 76 条の規定により官公署等に対し<u>支払い</u>をした場合においては、当該官公署等の収納機関の領収書を会計管理者に送付しなければならない。 (現金払) 第 121 条 <u>指定金融機関は、第 72 条第 1 項第 2 号の規定により、出納機関が交付した支払証の提示を受けたときは、現金を支払わなければならない。</u> 第 122 条～第 124 条 (略)	第 117 条 (略) 2 指定金融機関は、会計管理者から隔地の債権者に<u>支払</u>のため交付を受けた資金のうち、その資金の交付を受けた日から 1 年を経過してもなお支払を終わらない金額に相当するものは、その送金を取り消し、毎月その月末において、納入通知書(一般)によりこれを当該取消しをした日の属する年度の歳入に納入しなければならない。 3 指定金融機関は、前項の規定による場合のほか、隔地の債権者への<u>支払</u>のための送金の手続をした場合において、出納閉鎖期日を経過し当該債権者の住所不明等の理由によって支払不能となったものがあるときは、前項の例により当該資金を歳入に納入しなければならない。 4 (略) (支払の準備) 第 118 条 指定金融機関は、会計管理者から小切手振出済通知書、<u>指示書</u>又は隔地払送金通知書の交付を受けたときは、その金額の支払準備につき必要な手続をしなければならない。 第 119 条 (略) (官公署等に対する支払) 第 120 条 指定金融機関は、第 76 条の規定により官公署等に対し<u>支払</u>をした場合においては、当該官公署等の収納機関の領収書を会計管理者に送付しなければならない。 第 121 条 <u>削除</u> 第 122 条～第 124 条 (略)

現行	改正案
(歳出支払未済繰越金) 第 125 条 指定金融機関は、会計管理者が振り出した小切手で毎会計年度所属歳出金の出納閉鎖期日までに支払いを終わらないものの金額を、小切手振出済通知書により算出し、その金額を前年度所属歳出金として払い出し、これを歳出支払未済繰越金として整理しなければならない。 2 (略) 第 126 条 (略) (寄託金の寄託及び払出し) 第 127 条 指定金融機関における歳入歳出外現金の寄託及び払出し手続については、第 2 節及び第 3 節の規定を準用する。 (寄託金の払出未済の通知等) 第 128 条 指定金融機関は、寄託金の払出しについて送付を受けた小切手振出済通知書に照らし、当該寄託金の払出しのために振り出した小切手で振出し日付から 1 年を経過してもなお<u>支払い</u>の終わらないものがあるときは、毎月末において当該小切手の内容を会計管理者に通知しなければならない。 2 (略) 第 129 条 (略) (基金に属する現金の収納又は支払) 第 130 条 基金に属する現金の指定金融機関における収納又は<u>支払い</u>については、歳計現金の収入又は支出の手続の例による。 第 131 条～第 133 条 (略) (検査)	(歳出支払未済繰越金) 第 125 条 指定金融機関は、会計管理者が振り出した小切手で毎会計年度所属歳出金の出納閉鎖期日までに<u>支払</u>を終わらないものの金額を、小切手振出済通知書により算出し、その金額を前年度所属歳出金として払い出し、これを歳出支払未済繰越金として整理しなければならない。 2 (略) 第 126 条 (略) (寄託金の寄託及び払出し) 第 127 条 指定金融機関における歳入歳出外現金の寄託及び払出し手続については、第 2 節及び<u>前節</u>の規定を準用する。 (寄託金の払出未済の通知等) 第 128 条 指定金融機関は、寄託金の払出しについて送付を受けた小切手振出済通知書に照らし、当該寄託金の払出しのために振り出した小切手で振出し日付から 1 年を経過してもなお<u>支払</u>の終わらないものがあるときは、毎月末において当該小切手の内容を会計管理者に通知しなければならない。 2 (略) 第 129 条 (略) (基金に属する現金の収納又は支払) 第 130 条 基金に属する現金の指定金融機関における収納又は<u>支払</u>については、歳計現金の収入又は支出の手続の例による。 第 131 条～第 133 条 (略) (検査)

現行	改正案														
第 134 条 (略) (1) (略) (2) 小切手の<u>支払い</u>、隔地払、口座振替払、繰替払その他公金支払事務 (3)～(6) (略) 第 135 条～第 139 条 (略) 別表第 1(第 6 条第 2 項関係) 出納員 <table border="1"> <tr> <th>設置部局</th><th>職</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>恵み野出張所</td><td>所長</td></tr> <tr> <td>中恵庭出張所</td><td>所長</td></tr> </table> 別表第 2～別表第 4 (略) 様式第 1 号～様式第 9 号 (略) 様式第 10 号(第 32 条関係) 	設置部局	職	(略)		恵み野出張所	所長	中恵庭出張所	所長	第 134 条 (略) (1) (略) (2) 小切手の<u>支払</u>、隔地払、口座振替払、繰替払その他公金支払事務 (3)～(6) (略) 第 135 条～第 139 条 (略) 別表第 1(第 6 条第 2 項関係) 出納員 <table border="1"> <tr> <th>設置部局</th><th>職</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>恵み野出張所</td><td>所長</td></tr> </table> 別表第 2～別表第 4 (略) 様式第 1 号～様式第 9 号 (略) 様式第 10 号(第 32 条関係) 	設置部局	職	(略)		恵み野出張所	所長
設置部局	職														
(略)															
恵み野出張所	所長														
中恵庭出張所	所長														
設置部局	職														
(略)															
恵み野出張所	所長														

第65条から第67条まで並びに次項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の第36条及び第65条の規定により歳入の徴収若しくは収納又は支出に関する事務(以下この項において「公金事務」という。)を行わせている者に公金事務を行わせる場合については、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、この規則による改正後の第36条、第37条及び第65条から第67条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。